

令和5年度

定期監査等結果報告書

(財務課)

豊前市監査委員

## 1. 監査の基準

本監査は、豊前市監査基準（令和元年豊前市監査委員告示第1号）に基づいて実施した。

## 2. 監査等の種類

定期監査

## 3. 監査の対象、範囲

(1) 対象 財務課

(2) 範囲 令和5年4月1日から令和5年9月30日までに執行された財務事務並びにその他の事務の執行状況

## 4. 監査等の着眼点

(1) 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

(2) 事務事業等の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づきなされているか。

(3) 予算の執行、収入、支出、契約及び財産の管理等の事務は適正かつ効率的に行われているか。

(4) リスク管理体制（チェック体制）の整備は適切か。また、その体制は有効に運用されているか。

(5) 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。

(6) 前回における指摘事項についての検討、改善がなされているか。

## 5. 監査等の主な実施内容

監査委員、事務局、関係職員出席のもと事前に提出を求めた監査資料について説明を受け、質問するなどの実情聴取を実施した。また、提出された諸帳簿等の関係資料を検査するとともに、必要に応じ事務局から質問、実査等をおこなった。

## 6. 監査の実施場所並びに日程及び監査の期間

(1) 実施場所 豊前市役所 監査委員事務局

(2) 日 程 ア. 概要説明 令和5年11月 1日

イ. 講 評 令和5年11月22日

(3) 期 間 令和5年10月12日 ～ 令和5年11月22日まで

## 7. 監査の結果

財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

## 記

### 1. 財政運営について

市の財政運営においては、学校再編に伴う改修、新設工事をはじめ公共施設やインフラ施設の大規模改修・更新費用が見込まれるなど、多額の財政需要があり、今後一層厳しい状況となることが予想される。

財政状況を健全に保ちながらこれらの事業を実施するためには、歳出の削減、新たな財源の確保などに取り組むことが必要である。

公共施設の保有総量は、産業用施設の新設等により「豊前市公共施設等総合管理計画」策定時より増加している。将来の財政負担を考えると公共施設等の総量の縮減は早期に実現する必要がある、市民生活の利便性に考慮しながら施設の集約化・複合化・共用化等を実施し、更新費用や維持管理費用等の削減に努められたい。

また、市有地売却の促進、公費負担と受益者負担の在り方の検討、学校跡地の有効活用等による財源の確保に努めるほか、基金の運用について基金担当部署と協議し、効率的な運用方法を検討されたい。

### 2. 契約事務について

委託契約や賃貸借契約において、契約期間の自動継続条項が散見された。

地方自治法（以下「法」という。）第232条の3では「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けのない契約において、いわゆる自動更新条項を設けることはできないこととなっている。

複数年にわたる契約については、本来であれば議会の議決による法第214条の債務負担行為に基づくものであるが、その例外として法第234条の3の規定により長期継続契約として複数年度にわたる契約が限定的に認められている。

契約においては、債務負担行為の要否及び長期継続契約の可否について、契約の主旨を十分に精査のうえ契約事務にあたられたい。

また、経済性・市民サービス・業務効率などの向上を目的とし、長期継続契約制度の活用を図るため、契約事務の所管課として、制度周知を適宜庁内に発信するとともに、全庁的に契約事務が適正に執行されるよう努められたい。

### 3. 収納事務について

宇島駅及び三毛門駅駐車場使用料については、地方自治法施行令第158条1項の規定による歳入の収納事務委託について告示しているが、利用領収書の発行者名が受託者となっていないものがあった。

市営駐車場は、有人・無人の違いや業務委託の内容や範囲が異なるため、その詳細を十分に把握した上で領収書の発行者を判断し、告示の有無については関係課と協議するなど、契約内容に沿った事務処理を講じられたい。